

No.	意見等	意見等に対する対応
1	主にPFIを検討するために策定する規程だと認識しているが、タイトルが「PPP/PFI」となっている理由は何か。また、「規程」という文言が適切か。	国の指針等に合わせた表現としておりますが、他の自治体は、「公民連携導入指針」の様に、名称を変更している事例もあり、規程を策定する中で、整理していきます。
2	想定している対象事業はあるのか。国の支援を受けて策定する以上、実績も要求されるのではないか。	今後、予定している事業として、事業費ベースでは、草津川跡地、公営住宅等が考えられますが、規程を策定する中で、整理していきます。
3	「総額10億円以上の建設、製造または改修事業」、「単年度事業費1億円以上の維持管理運営事業」の基準に該当しない事業であっても、PPP/PFIの手法を検証する場合の基準を考える必要がある。	国からの支援や他の自治体の事例を参考に、規程を策定する中で、整理していきます。
4	公営住宅の整備に当たり、PPP/PFIの手法を検証することは、「公共施設等総合管理計画」に基づくものと聞いている。計画の位置付けを整理されたい。	規程を策定する中で、公共施設等総合管理計画との位置付けを整理していきます。